３都総第１６６号
令和３年５月１０日

関係不動産団体の長　様

愛知県都市・交通局長
（　公　印　省　略　）

「愛知県緊急事態措置」の実施について（通知）及び基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

このことについて、令和３年５月８日付け３防危第１００号により愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部長及び令和３年５月７日付け事務連絡により内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、この通知の趣旨を御理解のうえ、貴団体所属の会員に周知していただきますようお願いします。

担当　都市基盤部都市総務課不動産業グループ
電話　０５２－９５４－６５８３（ダイヤルイン）